

# 第三次丸亀市一般廃棄物処理基本計画【概要版】

## 本計画の目的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき策定が義務付けられているものであり、長期的・総合的視点に立った本市の一般廃棄物処理の基本的な方針を定めるものです。

また、本計画は、丸亀市環境基本計画を上位計画として位置づけ、その他関連計画とも整合を図ります。

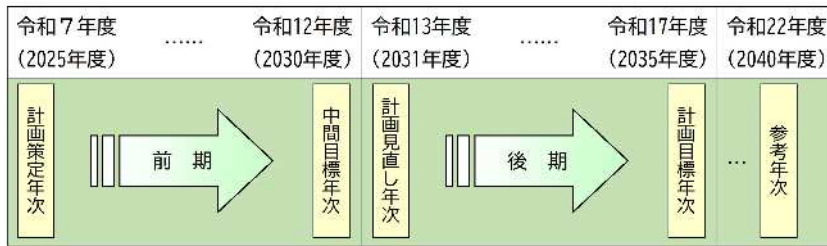
## 計画対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、市内で発生する一般廃棄物のうち、「ごみ」及び「し尿（浄化槽汚泥を含む。）」とします。

## 計画期間

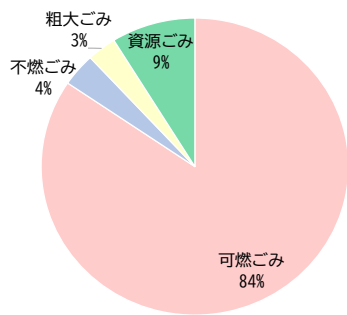
計画期間は、令和7年度を計画策定年次とし、令和12年度を中間目標年次、令和17年度を計画目標年次とします。

また、本計画は、国の指針に基づいて中間目標年次に見直しするほか、社会情勢の変化や法制度の動向等、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合や施設整備事業等の関連事業の進捗状況に応じて見直しを図るなど弾力的に対応します。

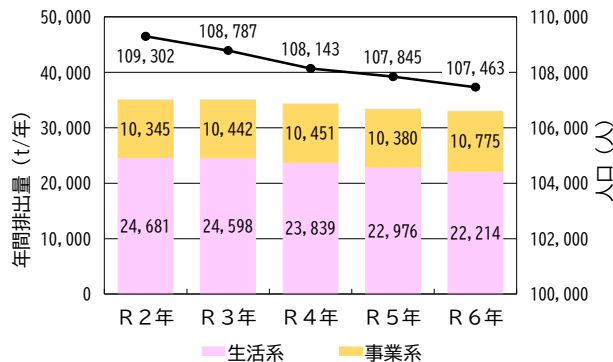


## ごみ処理の現状

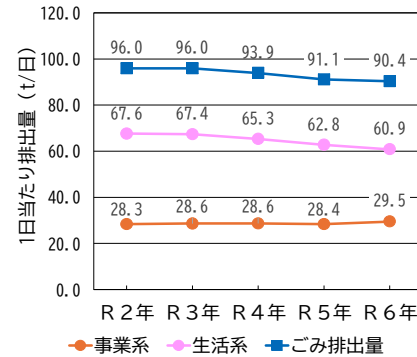
● 区分別ごみ排出量の実績 (令和6年度)



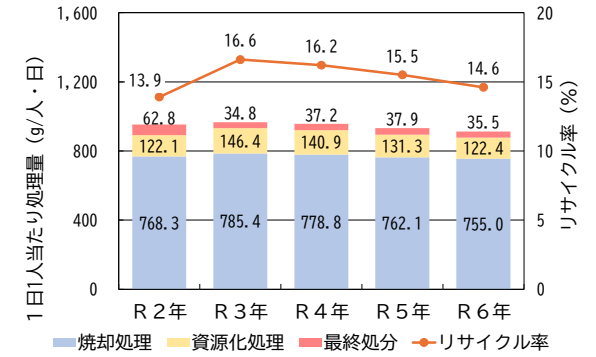
● 年間のごみ排出量の推移 (生活系ごみ・事業系ごみ)



● 1日当たりのごみ排出量の推移 (生活系ごみ・事業系ごみ)



● 1人1日当たりのごみ処理量の推移



## 第二次計画ごみ処理の目標達成状況

項目	令和2年度実績 (中間目標年次)	令和7年度 目標値 (計画目標年次)	令和6年度実績
1人1日当たりのごみ排出量	877.9g/人・日	810g/人・日	841.0g/人・日
1人1日当たりの生活系ごみ排出量	618.6g/人・日	440g/人・日	566.3g/人・日
事業系ごみ排出量	10,345t/年	9,436t/年	10,775t/年
リサイクル率	13.9%	24.0%	14.6%
資源ごみ収集率	15.0%	20.0%	13.6%

## ごみ処理の課題

発生抑制・資源化	・ 1人1日当たりのごみ排出量の削減 ・ 官民連携によるリサイクル率の向上
収集・運搬	・ ごみの収集・運搬体制の検討
中間処理	・ 中間処理施設の適正な維持管理
最終処分	・ 最終処分場の適正な維持管理

# 第三次丸亀市一般廃棄物処理基本計画【概要版】

## ごみ処理の基本方針

### 基本方針1 ごみの発生抑制・減量化の推進

市民、事業者、行政の協働により、生活系ごみ、事業系ごみの発生抑制・減量化を推進します。

### 基本方針2 ごみの分別と再資源化の推進

分別排出の徹底により、従来なら可燃ごみや不燃ごみとして排出していたもののなかから資源ごみを分別し、ごみの再資源化等を推進します。

### 基本方針3 ごみの適正処理の推進

ごみの適正処理を行うため、不法投棄等の防止に努め、計画的な施設の維持管理により、環境にやさしいごみの適正処理を推進します。

## ごみ処理の基本方針達成のための施策

循環型社会の形成

- ▶基本方針1 ごみの発生量抑制・減量化の推進
  - ・広報紙やホームページ、ごみ分別アプリ、出前講座等による周知活動
  - ・リサイクル製品の購入など「エコ消費」の普及啓発など、消費者教育の推進
  - ・教育や学習の振興、食品ロス削減の重要性に認知度向上、フードドライブ活動への支援
- ▶基本方針2 ごみの分別と再資源化の推進
  - ・小型家電リサイクルの推進、集団回収やイベント回収の促進・拡大、分別排出の徹底
  - ・マイバッグやマイボトルの利用、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集
- ▶基本方針3 ごみの適正処理の推進
  - ・効率的かつ適正な収集・運搬計画の適宜見直し、マナー違反に対する監視や定期巡回の実施
  - ・ごみステーションの最適化による計画的な収集・運搬の実施
  - ・現有施設の適正な維持管理、飛灰の資源化、最終処分量の減量・減容化の努力

## ごみ処理の目標値

県・国の目標を参考とし、市の独自目標を設定しました。

項目	令和12年度 国・県の目標	令和12年度 (中間目標)	令和17年度 (計画目標)
1人1日当たりの ごみ排出量	県 793g/人・日	809.0g/人・日	782.4g/人・日
1人1日当たりの 生活系ごみ排出量	市独自 440.0g/人・日	497.4g/人・日	440.0g/人・日
リサイクル率	県 24.0%	19.7%	24.0%
1人1日当たりの ごみ焼却量	国 580g/人・日	645.0g/人・日	553.4g/人・日

【ごみ処理基本計画と方向性を同じくするSDGsのゴール】



## 生活排水処理の現状

市域の生活排水の処理は、住宅密集地域を集合処理区域とし、公共下水道、農業集落排水施設により、し尿・生活雑排水の処理を実施しています。

集合処理区域内にあっても下水道等が整備されていない地域と個別処理区域については、し尿汲取り、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽のいずれかにより処理を行っています。

なお、浄化槽法の改正により生活雑排水の処理が行えない単独処理浄化槽については、設置が認められず、今後、設置数は建替え等により減少していくことが見込まれます。

## 生活排水処理の課題

生活雑排水処理人口の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道の整備推進</li> <li>・農業集落排水施設の再編</li> <li>・合併処理浄化槽の設置促進</li> </ul>
--------------	--

## 生活排水処理の基本方針

### 基本方針1 公共下水道の整備推進

### 基本方針2 農業集落排水施設の再編

### 基本方針3 合併処理浄化槽の設置促進

## 生活排水処理の基本方針達成のための施策

- ▶基本方針1 公共下水道の整備推進
  - ・本市の令和6年度末における公共下水道の普及率は、43.7%となっており、今後とも普及率の拡大に努めます。
- ▶基本方針2 農業集落排水施設の再編
  - ・中讃流域公共下水道大東川処理区への編入し令和7年度末をもって、農業集落排水事業は廃止となる見込みです。
- ▶基本方針3 合併浄化槽の設置促進
  - ・補助制度を積極的に活用し合併浄化槽の設置促進に努めます。

## 生活排水処理の目標

本計画で掲げた生活排水処理の基本方針に基づく取組みを推進するなかで、その成果や進捗状況を確認し、さらに効果的に進めるために、【生活排水処理率を令和17年度において84%にする】の達成に向けて継続して取り組みます。また、上位計画の「丸亀市生活排水処理構想」に示された関連する目標についても共有します。

### ■生活排水処理の目標

項目	令和6年度 (実績)	令和12年度 (中間目標)	令和17年度 (計画目標)
生活排水処理率	72.5%	78.7%	84.0%

### ■丸亀市生活排水処理構想に示された関連する目標

項目	令和6年度 (実績)	令和12年度 (中間目標)	令和17年度 (計画目標)
汚水処理人口普及率	73.9%	80.6%	86.2%
下水道普及率	43.7%	48.1%	50.3%

【生活排水処理基本計画と方向性を同じくするSDGsのゴール】

